

平成20年第4回上毛町議会定例会会議録 (3日目)

招集の場所 上毛町議会議場

開閉会日時及び宣言

平成20年12月19日 午前10時00分

○応招（不応招）議員及び出席並びに欠席議員

出席議員（13名）

1番 高畑広視 2番 宮崎昌宗 3番 峯 新一 4番 三田敏和
5番 安元慶彦 6番 大山 晃 7番 中 宏 8番 増矢年克
9番 茂呂孝志 10番 古野啓藏 12番 亀頭寿太郎 13番 坪根秀介
14番 村上正弘

欠席議員（1名）

11番 福島文博

○地方自治法第121条の規定による説明のため出席した者の職氏名

町長 鶴田忠良・ 教育長 百留隆男・ 副町長 奥野勝利
会計管理者 小川正知・ 総務課長 友岡みどり
企画情報課長 矢野洋一・ 税務課長 末松克美・ 住民課長 廣崎誠治
健康福祉課長 坪根勝磨・ 産業振興課長 川口 彰・ 建設課長 古原典幸
教務課長 福本豊彦・ 総合窓口課長 末吉秋雄・ 総務係長 岡崎 浩

○職務のため本会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 中 豊

○議事日程

平成20年第4回定例会議事日程（3日目）

平成20年12月19日 午前10時00分 開議

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 議案第52号 上毛町立児童遊園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第53号 平成20年度上毛町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 4 議案第54号 平成20年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第55号 平成20年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6 議案第56号 平成20年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第57号 土地改良事業計画の変更について
- 日程第 8 議案第60号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第10 広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○ 会 議 の 経 過 （3日目）

開議 午前10時00分

○議長（村上正弘君）皆さん、おはようございます。定刻になりました。御起立をお願いいたします。一礼して御着席ください。

ただいまの出席議員は13名で、定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付しておりますので、御確認ください。

○議長（村上正弘君）日程第1、諸般の報告を行います。

本日の会議では、12月9日本会議で各常任委員会に審査を付託した議案について、各常任委員長に審査状況の報告を願います。委員長の報告が終了した後、報告に対する質疑を行い、討論、採決を行います。

なお、委員長の報告は、委員会付託案件をまとめて報告をいただきますので、議事日程の順は配付した資料と異なりますが、御了解をお願いいたします。

各委員会の審査結果は、審査結果報告書として議長あてに提出されておりますので、運営資料の中に写しをお配りしております。

各委員長報告終了後の討論、採決は日程の順に従って行いますので、御了解をお願いいたします。

委員会付託案件の審査がすべて終了した後、本日、町長から提出された追加議案の審議を行います。追加議案は、本日審議する議案のため、提案理由の説明に引き続き、議案内容の説明を受け、質疑、討論、採決を行います。このことも、議会運営委員会を開催をしていただき、答申をいただいておりますので、報告をいたします。

地方自治法第121条の規定に基づく説明員としては、お手元に配付の各氏の出席を認め、会議に出席をいただいております。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（村上正弘君）これより、各常任委員長から、委員会に付託した案件の審査状況の報告を受けます。なお、さきに申し上げましたが、各委員長の報告は、委員会付託案件をまとめて報告していただきますので、議事日程は変更になります。

討論、採決は日程の順に従って行いますので、御了承ください。

○議長（村上正弘君） 日程第2、議案第52号 上毛町立児童遊園条例の一部を改正する条例について、日程第3、議案第53号 平成20年度上毛町一般会計補正予算（第3号）（所管分）、日程第4、議案第54号 平成20年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、日程第5、議案第55号 平成20年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第1号）、以上4件を議題といたします。

文教厚生委員長の報告を求めます。

増矢委員長。

○文教厚生委員長（増矢年克君） おはようございます。文教厚生委員会から議案審査の経緯と経過について報告いたします。

当委員会は12月16日午前9時開会、午前10時50分閉会、議会中小会議室において、町長以下執行部の出席をもって閉会いたしました。

当委員会に付託されました案件は、町長提出の条例1件、予算案3件の合計4件です。

議案第52号 上毛町立児童遊園条例の一部を改正する条例について。

質疑、今後の管理について地元はどのように考えているのか。答弁、現状が更地で、もともと借地であったので、地元が管理を行う。

討論なし。

採決、全会一致で可決。

議案第53号 平成20年度上毛町一般会計補正予算（第3号）（所管分）について。

総務課長に総括説明を求め、各担当課長の説明を受け、質疑を行いました。

質疑、地域活性化緊急対策安全安心実現総合対策事業交付金の防犯用イルミネーションは、説明は「イルミネーションで明るくなり防犯の目的となる」とあるが、中学生の通学時間の関係では部活とかあるが、帰る時間がそんなに遅くならないのが防犯の観点からどのように考えているか。答弁、昼間は5時ごろから暗くなり、部活の生徒は7時か8時ごろに帰っているので、防犯の目的となります。また、これを足がかりに全町的に普及していきたいと考えている。

質疑、イルミネーションよりも外灯のほうが明るい、イルミネーションになった経緯は。答弁、本町は住民とともにまちづくりを行っていく考えで、外灯は自治会長の要望で設置しているが、イルミネーションは住民の方々の協力と防犯対策の、また

心を和ませるということを含めて行っていきたいと考えている。

質疑、「村のパン屋SUN」の施設の売却については議会の議決が必要ではないか。答弁、議会の議決が必要な土地の面積は5,000平米以上、不動産の建物は700万円以上で、今回の「村のパン屋SUN」は土地が1,500平米で1,819万6,000円、建物が436平米で599万7,000円で、議会の議決が必要ないものであります。

質疑、保育料の滞納についてどのように対応しているか。答弁、夕方に訪問徴収を何度も行ったり、児童手当等で徴収を行っている。

質疑、インフルエンザ予防接種補助金を150人分追加で、トータルどのくらいの対応ができるのか。また、予防接種は医者の見地で1回でもよいと言う医師もいるが、2回接種しなければ補助金を出せないのか。答弁、450人程度を対応できます。また、2回接種が適正ではあるが、医師の判断により異なる場合があるので、今後は予防接種の効果の点も踏まえて検討していきたい。

質疑、インフルエンザ予防接種の補助金申請は、病院などをある程度指定するなどして申請の簡素化はできないのか。答弁、一番適切な方法ではあるが、かかりつけの医療機関があつたりするので、事務手続のため現状の申請のほうで対応していただきたい。

質疑、南吉富小の入り口の修繕費は、障害を持つ児童が3年生から4年生になり、1階から2階に上がるための経費なのか。答弁、はい、そのとおりです。

質疑、トイレも含めるとかなりの金額になるが、財政の厳しい時期に、教室の配置の変更も考えるべきではないか。答弁、障害を持つ親の願いは、上級生と一緒に学校生活を過ごさせたい、一緒に学びたいというものであります。また、将来的な面を考慮して、2階に障害者用トイレも必要になる可能性があるということを踏まえた計画であります。

討論なし。

採決、全会一致で可決。

議案第54号 平成20年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について。

質疑なし。

討論なし。

採決、全会一致で可決。

議案第55号 平成20年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算（第1号）について。

質疑なし。

討論なし。

採決、全会一致で可決。

以上で、文教厚生委員会からの報告を終わります。

○議長（村上正弘君） 日程第3、議案第53号 平成20年度上毛町一般会計補正予算（第3号）（所管分）、日程第6、議案第56号 平成20年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第7、議案第57号 土地改良事業計画の変更について、以上3件を議題とします。

総務産業建設委員長の報告を求めます。

大山委員長。

○総務産業建設委員長（大山 晃君） おはようございます。

総務産業建設常任委員会から報告をいたします。

当委員会は12月17日、午前8時58分開会、9時58分に閉会されました。

当委員会に付託されました案件は、町長提出案件、予算案2件、その他1件の計3件です。

当委員会に付託されました案件の審査をいたし、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定に基づき報告をいたします。

議案第53号 平成20年度上毛町一般会計補正予算（第3号）（所管分）について。

総務課長より総括説明を求め、続いて担当課長の説明を受け、質疑を行いました。

質疑では、新型インフルエンザ対策に対して、職員として何か対策を講じているか、また防護服等について準備をしているかの質疑に対し、現在、町内の公共施設の出入り口に手指消毒のための消毒液を設置し、職員全員に衛生管理を行っている。防護服等については、予算が20万円を計上しており、事務に携わる職員のための防護服等の初期整備とする予定であるとの答弁でした。

続いて、担当課長の説明を受け、その質疑に対して、防犯用イルミネーションの設置する場所と点灯時間とについて、どのように検討されているのかとの質疑に対し、

設置場所については通学路等の状況を踏まえ検討し、点灯時間と時期は現在町が実施している「明るいまちづくり」等で行っている期間と想定しているとの答弁でした。

「明るいまちづくり」では、イルミネーションの点灯時期と時間はとの質疑に対し、時期は12月から1月で、時間は午後5時30分から午後10時までですとの答弁でした。

それから、中小企業緊急経済対策保証料等実施補助金の25事業所は見込みであるかとの質疑に対し、現在10件ほど保証協会が認定しているところだが、すべて借入対象となるかはわからないが、見込みとして計上しているとの答弁でした。

不動産売払収入で1,100万円ほど計上されているが、これは何カ所であるか。また、売却の申し入れがあったためなのかとの質疑に対し、これは「村のパン屋SUN」が現在使用している旧西吉富の農協支所の売却分のことで、土地と建物2件である。土地建物すべて買い取りの申し出があった。今回は予算的な充当分だけを計上しているとの答弁でした。

次に、土地建物の面積及び金額はとの質疑に対し、土地の面積は1,503平米で金額は1,810万円、建物の面積は430平米で590万円ですとの答弁でした。

売却分をすべて計上していないのはなぜかとの質疑に対し、売却収入は2,419万4,000円で、今回歳入財源として必要な分だけをこの不動産売却収入の一部として充当しているとの答弁でした。

残りの不動産売却収入はどうするのかとの質疑に対し、残りは留保財源としておりますとの答弁です。

この売却は議会の議決事項に当たらないかとの質疑に対して、議決事項は土地が1件5,000平米以上で、今回は1500平米なので該当しない。また、建物に関しては700万円以上が議決事項であり、今回は該当しないとの答弁でした。

相手との契約は土地・建物別々に契約しているのか、また売却額が2,419万円と言っていたが、予算計上は1,100万円ということで、全体の契約はどうなっているのかとの質疑に対し、全体の契約は売却価格2,400万円であり、その金額を予算に反映する必要がないので、財源として必要な分だけ充当すればいいと考えているとの答弁でした。

残りの売却は、いずれ補正か何かで使い道を考えて計上されるのかとの質疑に対して、一般財源として利用しているので必要な場合は充当するが、必要でなければ財源

は翌年度の繰り越し等になると考えているとの答弁でした。

討論なし。

採決の結果、全会一致で可決をいたしました。

議案第56号 平成20年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）。

質疑、討論なし。

採決の結果、全会一致で可決をいたしました。

議案第57号 土地改良事業計画の変更について。

事業量が減って事業費がふえているが、物件の移動等の分が含まれているから面積的には減ったけれども、事業費がふえたと解釈していいのかとの質疑に対し、設計単価の改定によるものが主な理由との答弁でした。

質疑、討論なし。

採決の結果、全会一致で可決をいたしました。

以上で総務産業建設常任委員長の報告を終わります。

○議長（村上正弘君）以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これから、各委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、委員会付託案件の討論、採決を行います。

○議長（村上正弘君）日程第2、議案第52号 上毛町立児童遊園条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論なしと認め、討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君）全会一致。よって、議案第52号 上毛町立児童遊園条例の一部

を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第3、議案第53号 平成20年度上毛町一般会計補正予算（第3号）について、討論を行います。

茂呂議員。

○9番（茂呂孝志君）私は、議案第53号は問題点を指摘して賛成討論いたします。

15款2項1目1節不動産売払収入1,103万3,000円計上していますが、実際に購入先が支払う土地と建物の合計は2,419万4,000円です。その差額1,116万1,000円は計上していません。違法性はないと説明していますが、透明性に欠けています。

それから、地域活性化緊急安心実現総合対策事業の中で、支出、2款1項1目11節需用費100万円、防災用イルミネーション代として計上しています。イルミネーションの明るさで防犯効果があるのか、疑問が残ります。

ほかの項目については、住民にとって必要な予算措置でありますので、この議案に賛成いたします。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を各委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君）全会一致。よって、議案第53号 平成20年度上毛町一般会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第4、議案第54号 平成20年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(村上正弘君) 全会一致。よって、議案第54号 平成20年度上毛町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第5、議案第55号 平成20年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。

討論ありませんか。反対討論ありませんか。ありませんね。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(村上正弘君) 全会一致。よって、議案第55号 平成20年度上毛町国民健康保険直営診療所特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長(村上正弘君) 日程第6、議案第56号 平成20年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、討論を行います。

討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(村上正弘君) 討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（村上正弘君）全会一致。よって、議案第56号 平成20年度上毛町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第7、議案第57号 土地改良事業計画の変更について、討論を行います。

討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

本案に対する委員長の報告は原案可決であります。

本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君）全会一致。よって、議案第57号 土地改良事業計画の変更については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）これから、本日追加案件の審議を行います。

日程第8、議案第60号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（鶴田忠良君）おはようございます。

それでは、御説明を申し上げます。

ただいま上程いただきました追加議案につきまして、議案第60号ではありますが、上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

分娩に関連して発症した重度の脳性麻痺児に対する補償機能とその原因分析、再発防止の機能をあわせ持つ産科医療補償制度が創設され、被保険者に対し追加的に費用負担が生じることとなり、その負担額を出産一時金給付額に加算することとした健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴いまして、それに準じて条例改正を行うものであります。

以上の1議案であります。御審議の上、御可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（村上正弘君）続いて、議案内容の説明を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（坪根勝磨君）それでは、議案内容を説明させていただきます。

議案第60号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

平成20年12月19日提出。上毛町長。

理由といたしましては、ただいまの説明にもございましたように、産科医療補償制度が創設されることに伴いまして、出産育児一時金支給額を見直すため、所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。上毛町の国民健康保険条例の第5条におきまして、出産育児一時金に関する規定がございます。この1項の規定にただし書きを加えることとしております。下線を施した部分になりますが、この中で「施行令の36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは3万円を上限として」というふうな表現がございますが、今後、掛金の変動なども想定して、これは各保険者に一定の裁量権を付したような表現となっております。当面は限度額、掛金が3万円というふうに想定されておりますので、これを上限いっぱい、3万円給付することといたしまして、本町の給付規定を同時に改正することとしております。

なお、同条2項の改正につきましては、条文中の6条を「次条」と表現する文言の改正のみでございます。

以上です。

○議長（村上正弘君）説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

三田議員。

○4番（三田敏和君）二、三、質問させていただきます。

町長が「必要のあるとき」というふうな表現をしておりますが、この「必要のあるとき」とはどういうことなのか。それと病院がどの程度この制度に加入しているのか。それから掛金はだれがいつ払うのか。それと、妊婦にどのように説明をするのか。そ

れと、1月1日施行というようなことなんです、4月1日からしか対応できないという病院があるようなことも聞いております。その辺は、この地域にあるのかどうか。その辺をちょっと確認を。

○議長（村上正弘君）健康福祉課長。

○健康福祉課長（坪根勝磨君）まず、「町長が必要と認める場合」ということですが、これにつきましては、出産育児一時金の給付の一定の要件がございますので、その辺にきちっと適合しているかと、その辺の判断ということです。具体的には、一応これの補償の対象というものがございますので、その辺をちょっと説明させていただきますと、通常分娩等で脳性麻痺になった場合は、原則として出生体重が2,000グラム以上、かつ在胎の週数ですね、これが33週以上。それから身体障害者の等級としては1・2級相当の重症者というふうに限定されていますので、この辺の該当になるかどうかということですね。基本的にはこの制度を運営します機関におきまして、日本医療機能評価機構が運営するんですが、こちらでの審査に基づいて適切と判断されれば補償の対象とするということですね。

それから、病院の関係ですけれども、12月1日現在でも97.5%の病院でこの制度に加入されるというふうになっておりますので、おおむね100%近い診療機関で1月1日から制度がスタートすると思います。

妊婦の説明に関してですけれども、これはこの補償制度に加入した病院につきましては、加入機関というようなマークを病院に掲示するようになっておりますし、これは当然、被保険者の負担が伴いますので、病院の窓口で十分に説明がなされるというふうに思っております。

それと、掛金負担ですかね。掛金は基本的には病院が最初に支払うこととなりますので、それが被保険者に支払いの際に転嫁されるというような形になると思います。

一応よろしいですか。何か抜けているところがありましたら。

○議長（村上正弘君）三田議員。

○4番（三田敏和君）どの時期に払うんですか。

○健康福祉課長（坪根勝磨君）どの時期といいますと、保険者の方が払うという。

○4番（三田敏和君）いやいや、違う、病院が。

○健康福祉課長（坪根勝磨君）病院ですか。病院は一応、保険制度の支払いは2月から生じるというふうに聞いております。保険に対する支払いですね。ただ、もう保険の

適用自体は1月1日から出産の方に適用されますので。

○議長（村上正弘君）三田議員。

○4番（三田敏和君）妊婦がですね、十月十日というか10カ月で生まれますけど、そのどの時期に医療機関が支払うのか。何かその適用では、結局、早産とかそういうのは支払われないというようなことも、ちょっと何か読んだこと、聞いたことがあるんですけど、何か時期があるというふうな、その時期を確認したいんですけども。

○議長（村上正弘君）わかりますか。健康福祉課長。

○健康福祉課長（坪根勝磨君）出生後ですよ。ああ、事前に何か事故があったという場合のことですかね。先ほどの分で……。

○議長（村上正弘君）もう一回、確認しますよ。三田議員。

○4番（三田敏和君）保険ですから、要するに事態が起きる前に支払うということになるわけですよ。起こってから支払うんですか。だから、どの時期に支払うのかということを確認したい。

○議長（村上正弘君）意味はわかりますか。健康福祉課長。

○健康福祉課長（坪根勝磨君）要するに、病院側が前段でですね、出産が想定される方については、もう医療機関として加入しておくわけですよ。医療機関として加入しているということですよ。

○議長（村上正弘君）三田議員。

○4番（三田敏和君）何回も質問して申しわけないですけど、ということは、その医療機関が加入しておけば、保険料は支払ったということになるんですか。

○議長（村上正弘君）健康福祉課長。

○健康福祉課長（坪根勝磨君）個別に加入するかということですかね。医療機関はこの制度に加入して、出産の件数に応じて補償金を支払うということになると思うんですよ。

○議長（村上正弘君）三田議員。

○4番（三田敏和君）何回も質問して申しわけない。その医療機関に、その補償制度に機関が、その病院が加入してですよ、行政としても3万円支払うか支払わないかというのは、その医療機関がその妊婦に対しての分を、いつ時期か納めるからそういう負担行為が出てくるんだろうと思うんですけど、その医療機関がそういう制度にいつ保険金を支払うんですかということ。それは要するに、1週目とか2週目とかちゅ

うか、何カ月とか、そういう時期があるんでしょうか。要するに、妊娠したとわかったらすぐ掛金を払うんでしょうかということです。

○議長（村上正弘君）健康福祉課長。

○健康福祉課長（坪根勝磨君）制度自体の掛金の支払い時期とかに関しましては、正直把握し切れていないんですけれども、今の私どもで認識しているのは、まず、その制度にその病院が加入して、妊娠のそういった分娩の人数に応じた掛金を支払う、その時期がどの時点かというのは、済みませんが、ちょっと私、把握しておりません。

○議長（村上正弘君）ほかにありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（村上正弘君）これから本案を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（村上正弘君）全会一致。よって、議案第60号 上毛町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決しました。

○議長（村上正弘君）日程第9、議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、議会運営委員会委員長から、所掌事務のうち、会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について閉会中の継続審査及び調査としたい旨の申し出がありました。

お諮りをします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村上正弘君）異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

○議長（村上正弘君） 日程第10、広報特別委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題とします。

配付した運営資料のとおり、広報特別委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、特定事件の調査事項について、閉会中の継続審査及び調査をしたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村上正弘君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

これで、本日の日程はすべて終了いたしました。

平成20年第4回上毛町議会定例会を閉会します。お疲れでございました。

閉会 午前10時40分

○上記、会議の経過を記録して、事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成20年12月19日

上毛町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員